

令和5年度いわて市町村行財政コンサルティング実施結果

1 事業内容

本事業は、市町村の行財政運営上の課題を分析・明確化し、県と市町村との認識共有を図るとともに、課題解決に向けた市町村の取組方針の確認と必要な助言等を行うことを目的として実施しています。

令和5年度は、地方公営企業の経営強化など市町村が重点的に取り組むべき個別の課題が増えてきていることを踏まえ、特定課題を有する市町村に対し以下のとおり課題別重点診断を行いました。

〔重点診断の区分・内容〕

診断区分		内容	対象市町村の選定方法
総合診断	行政分野	行政分野の運営上の課題全般について総合的に分析・助言	県による選定又は公募
	財政分野	財政分野の運営上の課題全般について総合的に分析・助言	
課題別重点診断		特定課題について重点的に分析・助言	

2 重点診断の対象市町村と支援テーマ

令和5年度においては、令和4年度に課題別重点診断を実施した市町村のうち、取組の継続が必要な市町村を含む、下記の市町村を重点診断の対象として選定しました。

市町村名	診断区分	支援テーマ
大槌町	課題別重点診断	地方公会計の整備（令和4年度から継続）
田野畑村、普代村、野田村	課題別重点診断	公営企業会計の適用（令和4年度から継続）
久慈市	課題別重点診断	経営戦略（水道事業）の改定
一関市	課題別重点診断	経営戦略（水道事業）の改定
田野畑村	課題別重点診断	震災復興特別交付税の精算

3 支援の内容

(1) 大槌町に対する支援（地方公会計の整備）

① 支援テーマの設定背景

平成27年度に総務省から地方公共団体に対し、統一的な基準による地方公会計の整備が要請され、固定資産台帳の作成や財務諸表の作成・更新が求められています。

大槌町においては、復興事業による新規資産取得と移動が膨大かつ頻繁に発生しており、固定資産台帳及び財務諸表の整備が遅れている状況にあり、各帳表の完成に向け、現状に応じた対応策を検討していました。

② 支援の内容

町の既存の資産情報の整理状況、台帳整備に係る作業量等の課題を背景に、令和3年度から総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、佐藤税理士法人公益・公会計業務部 吉田勝浩氏にアドバイザーとして御対応いただけてきました。特に、令和5年度は令和4年度に作成した固定資産台帳を踏まえた財務諸表の作成に取り組んできたところです。

その結果、令和5年度内に令和4年度決算分の財務諸表等の整備が概ね進んだことから、令和6年2月に整備した財務諸表等をアドバイザーに確認していただき、作成した財務諸表等について留意すべき点や、今後の整備にかかる助言をいただきました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
1	2/20	<ul style="list-style-type: none">作成した財務諸表等を確認財務諸表等作成にあたっての留意事項の確認等

③ 支援の成果と来年度の取組

大槌町においては、令和5年度は財務諸表の整備に尽力した結果、令和4年度決算分の財務書類等の整備が概ね完了しました。今後も、毎年度、決算年度の翌年度末までに財務諸表の整備が完了できるよう、町の状況に応じて、必要な支援を講じていきます。

(2) 田野畑村、普代村、野田村に対する支援（公営企業会計の適用）

① 支援テーマの設定背景

人口3万人未満の市町村における簡易水道事業及び公共下水道等の下水道事業並びに全ての市町村の公共下水道等以外の下水道事業（集落排水及び合併浄化槽）については、令和5年度末までに公営企業会計への移行が求められていたところです。

田野畑村、普代村及び野田村（以下「3村」という。）においても移行に向けた取組を進めてきましたが、それぞれが小規模団体であり、各事業の担当職員が少数であるとともに、公営企業会計適用事業を1つも実施していない等の共通の課題を有していました。

そこで、令和2年度より課題別重点診断の対象として、総務省事業（公営企業経営アドバイザー派遣事業）を活用し、3村における公営企業会計の適用に向けた取組を支援してきたところです。令和4～5年度においては、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、継続的な支援に取り組みました。

② 支援の内容

令和3年度から引き続き、税理士法人アカウンテック 松本マネージャーにアドバイザーとして御対応いただき、公営企業会計適用に向け、必要な知見の習得に向けた講義や、進捗に応じた今後の進め方等への助言等をいただきました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
1	10/30	・ 本年度の取組状況の共有 ・ 公営企業会計への移行時期及び移行後の事務概要、留意事項に関する講義 など
2	2/28	・ 進捗状況の共有、アドバイザーから留意事項等の助言 ・ 貸倒引当金処理、財務諸表の活用方法についての講義 など

③ 支援の成果と来年度の取組

公営企業会計適用における必要な知識の習得が図られるとともに、アドバイザーから必要な助言等をいただき、3村においては予定通りに公営企業会計への移行を完了することができました。

公営企業会計への移行が完了したことから本件に関する支援は終了となりますが、今後、3村において公営企業会計の移行に伴う事務処理上の疑問、困りごとが生じた際には、県内市町村等における公営企業会計関連事務の経験者による電話相談体制（※）等を活用し、支援を行うこととしています。

※ 公営企業会計の適用に係る電話相談体制

県では、公営企業会計の適用や財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーとして登録し、質問や相談に対応する体制を構築し、アドバイザーリストを県ホームページで公開しています。

<<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/shichouson/zaisei/1059035.html>>

(3) 久慈市に対する支援（経営戦略（水道事業）の改定）

① 支援テーマの設定背景

総務省より令和2年度までの策定を求められていた経営戦略について、策定後は、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要であるとされており、令和7年度までの改定が求められているところです。

令和4年度に県が策定した水道広域化推進プランにおいて、水道事業の将来的な経営状況の悪化への懸念があったことや、市町村向けに行ったアンケートの中で、久慈市から、経営戦略の改定に向けた取組の支援について希望があったことから、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（公営企業経営アドバイザー派遣事業）を活用し、支援を行いました。

② 支援の内容

令和5年度においては、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザーである菊池 明敏氏に御対応いただき、4回に渡って、集合・講義形式により、経営戦略の改定に向け、必要な知見の習得に取組みました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
1	6/20	現状分析、経営診断
2	7/13	将来見通しとの比較に基づく助言
3	8/23	市町村財政への影響確認、将来見通しとの比較に基づく助言（2回目の続き）
4	10/23	まとめ

③ 支援の成果と来年度の取組

支援対象とした事業については、策定済みの経営戦略に沿った取組等にかかる状況分析や、経営戦略の改定に向け、必要な知識の習得が図られました。令和6年度以降も、経営戦略に沿った取組の状況を踏まえた見直し等の状況に応じて、必要な支援を講じていきます。

(4) 一関市に対する支援（経営戦略（水道事業）の改定）

① 支援テーマの設定背景

総務省より令和2年度までの策定を求められていた経営戦略について、策定後は、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要であるとされており、令和7年度までの改定が求められているところです。

令和4年度に県が策定した水道広域化推進プランにおいて、水道事業の将来的な経営状況の悪化への懸念があったことや、市町村向けに行ったアンケートの中で、一関市から、経営戦略の改定に向けた取組の支援について希望があったことから、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（公営企業経営アドバイザー派遣事業）を活用し、支援を行いました。

② 支援の内容

令和5年度においては、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザーである菊池 明敏氏に御対応いただき、3回に渡って、集合・講義形式により、経営戦略の改定に向け、必要な知見の習得に取組みました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
1	8/1	現状分析、経営診断
2	9/27	現状分析に基づく助言
3	10/11	まとめ

③ 支援の成果と来年度の取組

支援対象とした事業については、策定済みの経営戦略に沿った取組等にかかる状況分析や、経営戦略の改定に向け、必要な知識の習得が図られました。令和6年度以降も、経営戦略に沿った取組の状況を踏まえた見直し等の状況に応じて、必要な支援を講じていきます。

(5) 田野畑村に対する支援（震災復興特別交付税の精算）

① 支援テーマの設定背景

震災復興特別交付税は、年2回（9月、3月）の交付時期に合わせ、市町村において、算定事務（6～8月、12～2月）を実施しています。その制度上、事業の繰越が行われた場合等に、後年度に精算が生じることを加味して、過大過少算定制度（精算制度）が設けられており、精算制度によって、きめ細かい算定を行うことができる一方、国予算計上年度毎、市町村予算執行年度毎に様式を整理して精算を行う必要があります。

田野畑村では、数多くの復興事業に取り組んだことから、それらの事業の完了に伴い、震災復興特別交付税の精算が必要な状況にありました。精算作業の精度を高め、的確に今後の震災復興特別交付税の算定に反映させるため、市町村課と連携して精算作業に取り組むこととしました。

② 支援の内容

平成23年度以降に実施した事業の精算に向けて、令和5年10月から12月にかけて、村では、事業担当課から根拠書類を収集、震災復興特別交付税の算定様式を作成し、市町村課において、提出された算定様式の精査、確認表と根拠資料の確認作業を行いました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
-	10～12月	・ 震災復興特別交付税における過大過少算定額の整理・確認作業 (村で根拠資料の収集・算定様式の作成を受け、県において、村から提供された資料による確認作業を当該期間に随時、行ったもの。)

③ 支援の成果と来年度の取組

今年度の取組により、村の震災復興特別交付税対象事業のうち、精算が必要な事業の概ね半数程度（今年度の取組以前に村で精算を進めていた事業を含む）の精算・確認事務が進み、過大過少算定が生じた事業については、令和5年度の震災復興特別交付税（3月交付分）の算定において、過大過少算定額を計上し、精算を行いました。令和6年度においても、引き続き、必要な精算を進めるため、村の取組を支援していきます。